

よくある質問

Q1-1 いつまでに申請しなければいけませんか。

A 令和5年3月31日までに申請してください。

保険税（料）が減免される場合は、減免申請書が提出された翌月または翌々月以降の保険税（料）で調整されます。申請がないままの保険税（料）は、一旦そのまま納付いただく必要があります。

Q1-2 郵送で申請できますか。

A 郵送で申請できます。必要書類をご用意の上、住民課税務係まで郵送してください。送付いただいた申請書類はお返しすることができません。添付する書類等は写しを送付してください。

Q1-3 既に保険税（料）を支払いました。支払い済みでも申請できますか。

A 保険税（料）の減免適用になる保険税（料）のうち、既に納付された分があれば、後日還付の案内が届きます。

Q1-4 令和3年分の確定申告をしていなかったのに、令和3年中の収入の分かるもの（確定申告書の写し）がありません。

A 令和3年中の収入が分からない場合は、減免が適用されるかどうかの審査ができません。令和3年分の申告がまだの場合は、まずは確定申告を済ませ、その写し（控え）をご用意ください。申告する所得がない（所得が0円）場合は、減免の対象となる保険税額が0円であるため、保険税の減免が適用されません。

また、申告済みであっても、収入が10分の3以上減少見込みとなる収入について、令和3年中の所得が0円やマイナスの場合も、保険税の減免が適用されません。

Q1-5 給与明細を処分してしまいました。申請できますか。

A 収入を確認できる書類がないと申請できません。給与明細を発行した会社へ再発行（もしくは給与の額がわかる証明書の発行）について相談してください。

Q2-1 「主たる生計維持者」とは、誰のことをいうのですか。

A 主たる生計維持者とは、世帯主のことを指します。世帯主以外の世帯構成員の方が生計を維持している場合は、申請の際に申告してください。

よくある質問

Q2-2 「重篤な傷病」とは、こういった状態ですか。

A 1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。

Q2-3 コロナの影響で会社が倒産しました。減免申請できますか。

A 会社都合により65歳未満で離職し、雇用保険を受給する方には、非自発的失業者に対する保険税の軽減制度があります。非自発的失業者の軽減制度の対象となる方は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免が適用されません。

給与所得の他に、収入が10分の3以上減少する事業収入等があり、減免の要件を満たす場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免が適用されます。

Q2-4 令和4年の収入見込みは、どのように算出するのですか。

A 令和4年の収入見込みは、申請の前月までの収入実績をもとに、ご自身で算出していただきます。例えば、令和4年1月から6月までの収入実績を2倍にする方法や、7月以降は6月と同じ収入として見込む方法、秋には平常収入に回復する見込みなど、職種等によっても状況は異なるため、一律に算出方法をお示しすることは困難です。申請時点での収入実績と、収入実績に基づいた収入見込みであれば、算出方法の指定はしません。

Q2-5 妻が自営業をしています。コロナの影響で収入が減少しました。減免申請できますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請の対象となるのは、主たる生計維持者の収入が減少した場合です。奥様が主たる生計維持者（いわゆる「世帯主」）でない場合は、申請できません。

Q2-6 夫婦でお店を営んでいます。妻も私も収入が減少したのですが、二人分減免になりますか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象は、「主たる生計維持者」です。世帯の二人の収入が減少しても、主たる生計維持者一人の所得について減免額が算出されます。

よくある質問

Q2-7 主たる生計維持者が国保以外の保険に加入している場合でも申請できますか。

A 主たる生計維持者が国保以外の保険に加入している場合でも、減免の要件を満たす場合は申請できます。

Q2-8 令和4年から起業しましたが、収入がありません。申請できますか。

A 令和4年から起業した場合は、収入減少具合を判定する前年の収入がないため、申請できません。

Q2-9 令和4年1月以前に事業を廃業または失業しました。

A 令和4年1月以前に事業を廃止または失業した場合は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を廃止または失業したとみなされないため、減免の対象となりません。新型コロナウイルス感染症の影響による減免以外の制度（徴収猶予、分割納付など）をご利用ください。また、「新型コロナウイルス感染症が原因で、内定を受けていた会社が倒産した」など、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合はご相談ください。

Q2-10 株取引の収入が減少した分は「事業収入等」に含まれますか。

A 含まれません。対象となる事業収入とは、事業収入（営業・農業）、不動産収入、山林収入、給与収入に限られます。

Q2-11 保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額には、「特別定額給付金」は含まれますか。

A 含まれません。国や県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の計算には含まれません。

Q2-12 令和4年6月に令和3年8月まで遡って国保に加入しました。届いた納付書の納期限が7月31日になっているので減免の対象となりますか。

A 加入手続きが遅れた等の理由により、令和4年1月以前の保険税の納期限が令和4年2月以降である場合、令和4年2月以降分の保険税について減免の対象となります。